

令和2年度
農地等利用最適化推進
施策等に関する意見書

佐世保市農業委員会

本市の農業振興において、日頃から積極的な取り組みにご尽力を賜るとともに、農業委員会の活動に多大なるご協力をいただき深く感謝申し上げます。

農業を取り巻く環境は依然として、農業者の高齢化や担い手不足、農業収入の減少、遊休農地の増加及び鳥獣被害の拡大など非常に厳しい状況が続いており、更には近年、異常気象による災害も発生しています。

農業委員会では、農業委員会の最も重要な業務に位置付けられている『農地等の利用の最適化の推進』に向け、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」に努めております。

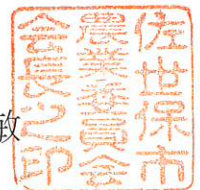
本年7月には改選が行われ、新たな委員での農業委員会組織が発足し、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携して更なる推進に向けまい進しているところです。

本市の財政が厳しい状況であることは十分に理解しておりますが、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するためには、農業施策の企画立案等が不可欠であることから、関係機関において考慮していただきたく、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、ここに意見を提出いたします。

令和2年11月25日

佐世保市長 朝長 則男 様

佐世保市農業委員会会長 八並 秀敏



令和2年度 佐世保市に対する農地等利用 最適化推進施策の改善に関する意見

1. 担い手（新規就農者）の育成確保対策について

高齢農家の増加や担い手不足等に伴い、農地の有効利用の停滞や遊休農地の拡大が懸念される中、本市の農業を支える担い手の育成確保は非常に重要な喫緊の課題となっております。

地域によっては、後継者の育成がなかなか進まず担い手が減少する地域が増加する傾向にあります。

現在、県北振興局・JA等の関係機関で構成する「県北地域就農支援センター」を中心とした就農相談が行われており、新規就農者が安定した経営と営農定着が図られるよう支援体制が整えられておりますが、新規就農者の増加傾向とは至っていない状況にあります。

特に、新規就農者が営農を開始する場合に、その経営を確立させるため、参入時に導入する農業用機械や生産施設等は多額の経費が必要であり、また、経営が安定するまでの運転資金も必要となり、新規参入時の大きな負担となっております。

このようなことから、現在、国における新規就農者への支援制度や市独自の給付金事業等については、これら事業の継続と更なる強化を図られるようお願いいたします。

また、今後、農業従事者が減少する中、地域の担い手を増加させるためにはIターンUターンで市内に移住してくる者の中で農業に関心がある方や親元就農後継者など幅広く新規就農者の育成確保を行う必要があります、これらの方々が確実に就農できるような新たな施策の推進をお願いします。

2. 農地における営農環境整備対策について

農産物の生産を行う上で、農地が適切に整備されていることが重要なのは言うまでもありませんが、付随する農道や水路が整備されていなければ、営農効率が大きく低下する要因にもなりかねません。

近年、温暖化の影響により過去に経験しなかったような集中豪雨が頻発するようになってきており農業においてもその対策が急務となっております。

通常の雨であれば傾斜地の農地であっても表面の土もそれほど流れてはいきませんが、近年の豪雨は、1回に降る雨量が極端に多いこともあり、農地表面の土を大きく削り取り、結果、農作物にも影響が出るとともに、その濁流は下流の農地、道路、宅地、海へと被害を伴いながら流れていきます。

さらに、平地にある農地についても冠水による被害が発生することから継続的に営農環境を守るためにはこれらに対応していかなければなりません。

特に、佐世保市のブランド特産品である西海ミカン栽培のマルチシートは、雨水の地下浸透を抑えるため、これに起因する災害の発生も懸念されます。

雨水の排水に伴う影響が営農上の支障とならないためにも、農地の営農環境条件の改善を図っていただきますようお願いいたします。

3. 農業用機械等の更新時の支援策について

これまで地域農業を支えてきた個々の農家の高齢化が進むとともに近年の農産物価格の低迷等もあり、農家が所有している農機具については、その価格が高額であることから更新がなされず、結果、機械の利用ができずに離農につながる状況が出てきております。

また、地域で組織された機械利用組合についても、これまで補助事業で導入された農業用機械や生産施設等については、その耐用年数を超え、更新の時期を迎えているものが多々ありますが、これらの更新がなされない状況が生じており、今後、受益地の農家の離農とともに農地の荒廃が進むことが懸念されています。

そのため、継続的な営農を可能とするため、農業用機械等の更新時の支援策についてご検討のほどお願いいたします。

4. 「多面的機能支払交付金」等の事務負担軽減について

現在、地域（集落）においては、集落における農業生産活動を維持していくために、「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払制度」等を活用して農地や水路等の維持管理をしていく取り組みがなされており、集落機能の維持に重要な役割を果たしております。

しかしながら、これらの活動を支える生産者等が高齢化により減少していき活動自体も縮小傾向にあります。

また、この事業は煩雑な事務処理が多くあるため、適切に行える者がいなくなると、制度を活用して地域の生産基盤を維持していくことが困難となり、事業を取りやめる地域（集落）も出てきております。

つきましては、「多面的機能支払交付金」等の事務処理を一括して行う受託組織等があれば地域の負担が減りこれらの事業が継続して実施できます。

昨年の意見書の回答ではこの事務委託を土地改良区で行えるよう協議を進めているとの事でしたが、この制度を活用している地域（集落）の負担を減らすことで事業を継続して進めることが可能となりますので、市としてさらなる取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

5. 国土調査（地籍調査）の早期実施について

地籍調査については、現在、本市の中心部において実施されていますが、周辺部の農村地域では、まだ本格的には実施されていないため、農業委員会において法に基づく農地の利用状況調査等を実施する際、土地の正確な位置・境界の確認が難しい場合があります。

今後、農地の利用集積を進めるにあたり、正確な農地情報を得るためにも農村地域の地籍調査を推進していただきますようお願いいたします。

特に、担い手への農地集積を図るためにも、農地集積につながる地域を先行して調査を実施していただきますようお願いいたします。